

令和8年5月20日

多古町議会議長 鶴澤 茂様

陳情者 住所 多古町次浦1500  
氏名 佐藤 勝之

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下、食糧法という。）」の見直しをやめ、国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行うことを求める陳情書

#### 陳情趣旨

2023年産米不足から始まった価格高騰で、政府は60万トンの政府備蓄米を放出しました。また、輸入米が20万トン近くまで急増し、2025年産政府備蓄米買い入れも中止したことから供給量が増えた結果、2025年産米の市場は供給過剰の状態になり、高騰していた価格も暴落しています。市場まかせの米政策による米不足と価格高騰・暴落という現状から米農家は困惑し、不安は拡大しています。

こうした中、政府は「食糧法」改正法案を国会に提出しました。

不作でもないのに、複数年にわたる米不足と、価格高騰を招いたことに対する反省をすることなく、米の価格と需給の責任をさらに放棄し、生産者と民間事業者に責任を押し付ける見直し方向が示されており、農家や米関連業界から批判の声が上がっています。

日本の米生産を持続可能なものにするためには、生産者に対する所得補償と価格保障制度の創設が不可欠であり、流通を安定させるためにも、ゆとりある需給を担保する、備蓄制度を活用した政府による需給コントロールの実施が求められています。しかし、食糧法改正の方向は、さらに市場原理に任せ、米の生産と流通を不安定化させかねない見直しといわざるを得ません。

ついては、以下のとおり、政府・関係機関に意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1, 生産者に自己責任を押し付ける「需要に応じた米生産」の法制化を行わないこと。
- 2, 備蓄の役割を果たせず、民間業者に負担を強いる「民間備蓄」の導入は行わないこと。
- 3, 備蓄にミニマムアクセス米を利用せず、国産米の買い入れを実施し、備蓄水準を早急に復元すること。
- 4, 民間事業者に負担を拡大する報告徴求や罰則強化を行わないこと。

以上



「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下、食糧法という。）」の見直しをやめ、国が主食の価格と需給に責任を持ち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行うことを求める意見書（案）

2023年産米不足から始まった価格高騰で、政府は60万トンの政府備蓄米を放出しました。また、輸入米が20万トン近くまで急増し、2025年産政府備蓄米買い入れも中止したことから、供給量が増えた結果、2025年産米の市場は供給過剰の状態になり高騰していた価格も暴落しています。市場まかせの米政策による米不足と価格高騰・暴落という現状から、米農家は困惑し、不安は拡大しています。

こうした中、政府は「食糧法」改正法案を国会に提出しました。

不作でもないのに、複数年にわたる米不足と、価格高騰を招いたことに対する反省をすることなく、米の価格と需給の責任をさらに放棄し、生産者と民間事業者に責任を押し付ける見直し方向が示されており、農家や米関連業界から批判の声が上がっています。

日本の米生産を持続可能なものにするためには、生産者に対する所得補償と価格保障制度の創設が不可欠であり、流通を安定させるためにも、ゆとりある需給を担保する、備蓄制度を活用した政府による需給コントロールの実施が求められています。しかし、食糧法改正の方向は、さらに市場原理に任せ、米の生産と流通を不安定化させかねない見直しと言わざるを得ません。

つきましては、以下のとおり、国に対し要望いたします。

- 1、生産者に自己責任を押し付ける「需要に応じた米生産」の法制化を行わないこと。
- 2、備蓄の役割を果たせず、民間業者に負担を強いる「民間備蓄」の導入は行わないこと。
- 3、備蓄にミニマムアクセス米を利用せず、国産米の買い入れを実施し備蓄水準を早急に復元すること。
- 4、民間事業者に負担を拡大する報告徴求や罰則強化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

千葉県多古町議会議長 鶴澤 茂

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿